

しもいち 広報

SHIMOICHI No.638

7

平成29年 July

花言葉 「注目をあびたい」
～スカシユリ～

議会だより

平成29年第5回町議会

(定例会)

平成29年第5回町議会定例会が、6月7日から13日（会期7日）に開かれ条例の廃止や平成29年度補正予算など、上程された議案はいずれも原案どおり可決、同意されました。

諸報告

▽平成28年度及び平成29年度4月分例月出納検査結果報告書

▽下市町農業委員会の委員の少なきとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについて

原則認定農業者が委員の過半数を占めるとなつておりますが、例外としてそれにより難い場合は、委員の少なくとも4分の1を認定農業者とすることが認められており、議会の同意を求めたものです。

▽下市町農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて

農業委員会等に関する法律規則第8条第1項の規定により、議会の同意を求めたもので、起立採決の結果、同意することに決定しました。

▽下市町在宅複合型施設条例を廃止する条例

下市町在宅複合型施設「春峯荘」を平成30年3月31日付けて閉鎖することにより、本条例を廃止しました。

▽平成29年度下市町一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ2千614万7千円を追加し、予算総額を38億6千714万7千円としました。

▽平成29年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

歳出予算のうち前期高齢者納付金で26万円を増額し、予備費で減額調整を行いました。

▽下市町農業委員会の委員の少なきとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについて

原則認定農業者が委員の過半数を占めるとなつておりますが、例外としてそれにより難い場合は、委員の少なくとも4分の1を認定農業者とすることが認められており、議会の同意を求めたものです。

▽下市町農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて

農業委員会等に関する法律規則第8条第1項の規定により、議会の同意を求めたもので、起立採決の結果、同意することに決定しました。

▽下市町在宅複合型施設条例を廃止する条例

下市町在宅複合型施設「春峯荘」を平成30年3月31日付けて閉鎖することにより、本条例を廃止しました。

▽平成29年度下市町一般会計補正予算（第1号）について

下市町小中一貫教育について研究及び審査するため、議員全員で構成する下市町小中一貫教育研究

特別委員会を設置。委員長に前垣昇司議員、副委員長に浦西敦史議員が選任されました。

一般質問

▽奥田祐二議員から

・町財政は、依然として厳しい状況下にあります。ゲストハウスも3か所になり好評の様ですが、一部の地域の活性化になりますが、下市町全体の活性化にはなりえないと存じます。

・町長の2期目の公約で、唯一小中一貫教育に取り組むと言わされました。課題は多々ありますが、肝心の建物の整備が整っています。これまでに、特にトイレの和式から洋式化です。全国平均では12%の洋式化率です。下

市町の小・中学校、幼稚園ではせん。それまでに、特にトイレの和式から洋式化です。全国平均では12%の洋式化率です。下

が言明した「平成33年からの着手」について再度、詳しく述べをお願いします。

・新火葬場建設についての現状と今後の予定などの説明をお願いします。

・前垣昇司議員から

・子どもたちの療育・支援体制整備の今後の取組み進め方について

・千石橋よりの309号線下市町内道路での無電柱化による狭小箇所等の改善について

・下市町における発達障害のある子どもの療育・支援体制整備の

・今後の取組み進め方について

・千石橋よりの309号線下市町内道路での無電柱化による狭小箇所等の改善について

・国道309号線、千石橋から人淀町岡崎交差点の信号機について

・子供の発達障害の支援について

・地方創生事業について

・大野和男議員から

・高齢化社会を迎えたゴミ収集体制を

・中央公園の整備について

・中学校のグラウンド・屋内体育館について

・長寿命化事業について

・学校・園の教育環境整備について

・公共交通について

・下市町の地籍調査について

・学校・園の教育環境整備について

・公共交運について

・災害は忘れたころにやつてくる。

町の庁舎の建替えで、過去町長に質問させていただきました

が、明確な答弁をいたしました

ません。

・川本和義議員から

・下市町内敏博議員から

・中垣内敏博議員から

・下市町の教育環境整備について

・公共交運について

・下市町の地籍調査について

・学校・園の教育環境整備について

・公共交通について

・災害は忘れたころにやつてくる。

5/30

行政懇談会 ~よりよい下市を目指して~



町と各区長による「行政懇談会」が下市町交流センターで行われました。下市町では、行政運営に住民の方々の意見を反映させようと、毎年このような行政懇談会を開催しています。住民を代表して区長41名が出席し施策や地域の課題などについて意見を交わしました。開催にあたり秋本町長が今年度の施政方針を報告し、議会から吉井議長、山岸区長から川岸区

長連合会長がそれぞれいさつしました。約2時間の懇談の中で、空き家対策、野焼きに対する防災、地籍調査、町道の補修・拡張など様々な質問や要望が出され、それぞれの事項に対して担当職員が答弁しました。

町では、今後も貴重な意見を行政運営に取り入れ、住民の皆さんと共に町長がスローガンに掲げる「明るく元気なまちづくり」に取り組んでいきます。

6/5

車椅子寄贈 奈良県グラウンドゴルフ協会



奈良県グラウンドゴルフ協会から下市町社会福祉協議会へ車椅子2台が寄贈されました。

下市町交流センターで行われた寄贈式では、奈良県グラウンドゴルフ協会下市支部の水本泰宏支部長、岡向勁司副支部長、東兄市顧問が出席し、「協会主催の大会でホールイーンワンを達成した方から基金を募り購入したもの

です。社会福祉の向上に活用してください」と日録を手渡しました。これに対し、下市町社会福祉協議会会长の秋本町長は「皆さんからの善意を大切に活用させていただけます」と感謝の意を述べました。

柄原道しるべで
聞きました

特集 下市の梅で暑い夏を乗り切ろう!!

6月から青梅の収穫が始まりました。下市の梅の栽培面積は約24haです。これは、県全体の栽培面積の約10%を占め、町の物産として生産が盛んです。梅は疲労回復や食欲増進などの作用があり、夏バテ予防にもつながります。

今回は7月から旬を迎える完熟梅を使ったレシピを紹介します。

完熟梅ジャム

材料

完熟梅…1kg 砂糖…1kg

つくり方

- ①さっと梅を洗い、爪楊枝でへたを取り、沸騰したお湯に入れる。
- ②梅の実が浮き、皮がはじけてきたら、ザルに取り出しそのまま1~2時間水を切る。
- ③手を清潔にしてザルの中で種だけを取り除き、そのままボールなどの容器に裏ごしをする。(果肉の量を計り、同量の砂糖を用意する)
- ④裏ごした果肉をホーローかステンレスの鍋に入れて中火で煮る。沸騰したら火を止め、砂糖を入れてヘラで均等に混ぜる。
- ⑤火をつけ焦げないように弱火で10~15分ほど煮る。(少し固まるまで)
- ⑥熱いうちに煮沸消毒した瓶に入れ出来上がり。

冷蔵庫で保管し、約2ヶ月おいしく頂けます。梅は町内の直売所で購入することができます。詳しいレシピは柄原道しるべ女性部【☎52-3583】までお問い合わせください。



下市町・黒滝村 観光連合協議会

下市町と黒滝村が連携し、地域の資源・魅力を発見し、外部に発信することにより下市町・黒滝村を「旅の通過点」から「旅の目的地」にすることを目的として活動を行っています。

今月号より、下市町の「ごんたくん」と黒滝村の「くろたん」が登場する4コマ漫画を掲載いたします。どうぞお楽しみください！



5/26

あきつボランティア「お楽しみ会」笑って元気に

あきつボランティア グループの皆さん、下市観光文化センターで、独り暮らしの高齢者などを招いて第38回「お楽しみ会」を開催しました。開会式であきつボランティアグループの会歌を齊唱したあと、堀幸枝代表があいさつしました。



6/17 梨の実に刻む～交通事故なし～

下市町交通安全少年団（水口康文団長）の団員が、大淀町の梨園で成熟前の梨の実に交通安全標語を書き入れました。

「交通安全事故なし（梨）作戦」と銘打たれたこの活動は、今年で22年目を迎えました。

この日は団員19名のほか、吉野警察所管内から関係者約60名が参加し、成熟前直径3cmほどの二十世紀梨の実に、アイスピックなどを使って「シートベルトをしめましょう」「飲酒運転はしないで！」

などの交通安全標語を刻みました。

交通安全の願いと共に秋の交通安全運動期間中に啓発物品として配布され、交通事故なしを呼びかます。



6/8 みんな「歯」を大切にしようね



下市幼稚園でむし歯予防教室が行われました。歯磨きの大切さや歯に対する关心を高めることで、むし歯予防につなげようと、昨年よつた。行っています。教室ではむし歯予防のエプロンシアターや歯磨き指導、年長組の園児へ歯に特殊な染料を塗り磨き残しの確認を行いました。

7月は、「差別をなくす強調月間」並びに 「社会を明るくする運動強調月間」です

下記のとおり「差別をなくす強調月間」並びに「社会を明るくする運動強調月間」合同講演会を開催します。

ぜひ、皆さまご参加ください。

講演会

日時 7月11日(火)午後1時30分～
場所 下市町農村環境改善センター
大会議室
演題 「ママさん落語家奮闘記」
講師 落語家 桂 三扇

保養センターや市温泉秋津荘の宴会と明水館の 食堂を平成29年12月末で休止いたします。

- 長年、町民の皆さまの憩い・交流などの場として長い間、愛されてまいりました宴会・食堂につきましては、近年の経営状況の悪化と維持管理費の増大や利用状況等を勘案し、今後のあり方について検討をいたしましたところ、誠に申し訳ありませんが、平成29年12月末をもって休止させていただくことになりました。
- 施設休止に伴いご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 長年ご利用頑きました皆さんに心から感謝申し上げます。

耐震診断・耐震改修を行ってみませんか？

下市町では、大規模地震に備えた安心・安全なまちづくりの一歩として、建築されてから一定期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断支援事業」と「耐震改修工事補助事業」を行っていますので、この機会にご利用ください。

耐震診断支援事業

- ①補助対象住宅は次の条件を満たす家屋です。
・昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅。(柱、梁・筋交いなどで筋組を形成するもの)
・延べ床面積250m²以下で地階を除く階数が2以下のもの。
・店舗などの併用住宅の場合は店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。

※補助対象者は耐震診断の対象となる住宅の所有者。

②診断の費用 無料

③募集件数 2件(先着順)

④受付期間 7月3日(月)～11月30日(木)

《土・日・祝日は除く》

午前9時～午後5時

※募集件数になり次第、締め切ります。希望する場合は、早めに申請してください。

問合せ 建設課

☎ 52-0001 (代表)

(内線192)

IP 68-9067 (直通)

耐震改修工事補助事業

- ①補助の対象工事は次のすべての条件を満たすものとします。

- 耐震診断事業の要件を満たした町内の住宅で、耐震診断を行った住宅の耐震改修工事。
- 工事前の構造評点1.0未満のものを1.0以上の数軒にする改修工事または、工事前の構造評点0.7未満を0.7以上にする改修工事。
- 補助金交付決定後、工事に着手し平成30年2月28日までに完了するもの。
- 耐震改修工事に要する費用が50万円以上のもの。

- ②補助金の額

補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた額(千円未満の端数は、その端数を切り捨てる)ただし、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

- ③募集件数 1件(先着順)

- ④受付期間 7月3日(月)～10月31日(火)

午前9時～午後5時

※募集件数になり次第、締め切となります。

※申請書類は建設課で配布します。

かぶと虫の森 OPEN

●開園期間 7月1日(土)～8月15日(火)(毎日開園)

●開園時間 午前9時～午後5時

●入園料 大人・子ども 共300円
(3歳未満無料)

問合せ 地域づくり推進課

☎ 52-0001

(内線252)

IP 68-9070

運営 下市地域づくり推進会議



民生委員委嘱について

植木、青葉台地区の民生委員として松谷一代さんに厚生労働大臣からの委嘱状が伝達されました。

委嘱日は、平成28年12月20日付となっております。

民生委員は、地域での身近な福祉の専門家として活動いただぐものです。今後、行政と住民のパイプ役となり地域の社会福祉の向上にご協力を願いいたします。

国民健康保険税の軽減対象が拡大されました

国民健康保険税は、前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、均等割額と平等割額が、所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。平成29年度課税分から、そのうちの5割・2割軽減の判定基準額が改正され、軽減対象世帯が拡大されました。

2割軽減

改正前	基準額 33万円 + 48万円×被保険者数 以下
改正後	基準額 33万円 + 49万円×被保険者数 以下

5割軽減

改正前	基準額 33万円 + 26.5万円×被保険者数 以下
改正後	基準額 33万円 + 27万円×被保険者数 以下

※軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯全員が所得申告をされていることが条件となります。
所得がなかった場合でも申告が必要となりますので、まだの方は申告書の提出をお願いします。

国民健康保険税納税通知書は7月中旬に郵送します

平成29年度国民健康保険税納税通知書を、7月中旬に国民健康保険加入世帯の世帯主（納税義務者）あてに郵送します。納税通知書がお手元に届きましたら内容のご確認と、納期内納付にご協力いただきますようお願いします。

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 ☎52-0001（代表）（内線136） IP68-9063（直通）

7月31日（月）は国民健康保険税第1期分の納期限です

納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。

※口座振替をご利用の方は、7月31日（月）が振替日となります。預金残高のご確認をお願いします。



臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ
支給対象となる可能性のある方（世帯）には本年4月下旬頃に案内文書と申請書を郵送させていただいております。受付期限が間近となりましたので、申請がお済みでない方は早急に手続きをしてください。

問合せ 7月31日（月）まで 総務課 臨時福祉給付金係 ☎52-10001（代表） IP68-9060（直通）
受付期限

便乗した振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください！
町や厚生労働省の職員がATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のために手数料の振込を求めるることは絶対にありません。給付金の支給を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。
不審な電話がかかってきたら、すぐに役場窓口や寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

国民健康保険高齢受給者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、7月31日(月)で有効期限が切れるため使用できなくなります。新しい国民健康保険高齢受給者証は郵送（簡易書留）で7月下旬に送付させていただきます。

現在ご使用中の高齢受給者証は8月1日(火)以降に破棄処分していただきますようお願いします。



国民健康保険高齢受給者証		
記入欄	番号	年月
姓	名	性別
年齢	誕生日	年月日
年齢	年月日	年月日
見本		
発行年月	290783	印字
下市町	印字	印字

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて

国民健康保険限度額適用認定証		
記入欄	番号	年月
姓	名	性別
年齢	誕生日	年月日
年齢	年月日	年月日
見本		
発行年月	290783	印字
下市町	印字	印字

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
記入欄	番号	年月
姓	名	性別
年齢	誕生日	年月日
年齢	年月日	年月日
見本		
発行年月	290783	印字
下市町	印字	印字

国民健康保険特定疾患療養受療証		
記入欄	番号	年月
姓	名	性別
年齢	誕生日	年月日
年齢	年月日	年月日
見本		
発行年月	290783	印字
下市町	印字	印字

現在ご使用いただいている上記認定証および受療証については、有効期限が7月31日(月)までとなっています。引き続き入院や通院等により更新が必要な方は、再度、役場住民保険課で申請手続きをさせていただきますようお願いします。

*申請に必要なもの・・・国民健康保険被保険者証・印鑑

問合せ 住民保険課 国民健康保険係 ☎52-0001(代表)(内線135) IP68-9063(直通)

高齢者外出支援タクシー券の 交付について

下市町では高齢者の方を対象に、タクシーリ用券を交付することなく公共交通機関や病院などへの外出を促し、日常生活の利便の向上を図るために下記のとおり事業を実施しております。

平成29年度申請の受付

7月20日(木)以降

対象者

75歳以上の方

・65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方

・ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。

利用範囲

原則町内(ただし下市町駅は不可)

タクシー乗車料金の補助券を交付

※75歳以上の方並びに昨年度交付を受けた方には、7月中旬以降に申請書を送付いたします。

問合せ

健康福祉課 高齢福祉係

☎52-0001(代表)

IP52-9064(直通)

後期高齢者医療保険について

新しい被保険者証を送付します

平成29年8月1日(火)からご使用いただく新しい「被保険者証」を、7月中旬頃に『簡易書留』でお届けします。



新しい「被保険者証」は、右上の有効期限が「平成30年7月31日」となっています。

平成29年8月1日(火)以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい「被保険者証」をご提示ください。また、裏面に臓器提供の意思表示欄が設けられていますのでご活用ください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、住民保険課へご返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

所得区分が「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」で、平成29年5月末現在において限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されている被保険者の方で、平成29年8月1日(火)以降も引き続き「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」となる方につきましては、更新手続きが不要ですので、7月下旬に新しい認定証を郵送します。

なお、入院等による新規での申請も受け付けています。対象者は、世帯の全員が住民税非課税の方ですが、不明な場合は、先にお電話でお問い合わせください。

平成29年度保険料額決定通知書は7月に郵送します

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されます。

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で納めていただくことになります。（普通徴収）

7月31日(月)は後期高齢者医療保険料第1期納期限です

期限までに、お忘れのないようにお納めください。

また、口座振替ご利用の方は、預金残高のご確認をお願いします。

詳しくは、住民保険課または、奈良県後期高齢者医療広域連合【☎0744-29-8430】までお問い合わせください。

問合せ 住民保険課 後期高齢者医療係 ☎52-0001(代表)(内線139) IP 68-9063(直通)

医療費助成の更新を行います

町では、子ども、心身障害者、ひとり親家庭等、重度心身障害老人等、精神障害者の方に対する医療費の助成を行っています。現在、助成を受けている方は、平成29年7月31日(月)で医療費受給資格証の有効期限が切れます。

平成29年8月1日(火)より引き続き助成の対象になると思われる方には、申請（更新）書類を送付しますので、必要事項を記入し、役場または丹生支所で更新手続きを行って下さい。

※更新手続きに必要なもの…印鑑、健康保険証、振込先の通帳、旧医療費受給資格証

※扶養義務者などが他市町村に在住の方及び平成29年1月2日以降に転入された方は、平成29年度課税（非課税）証明書（平成28年中所得）が必要です。

問合せ 住民保険課 福祉・精神医療係 ☎52-0001(代表)(内線137) IP 68-9063(直通)

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院※1 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院※1 (世帯ごと)
現役並み所得者	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
一般	課税所得 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 <small>年間上限 14万4,000円</small>	57,600円 <small>(多数回44,400円※2)</small>
住民税非課税世帯	低所得者II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	低所得者I (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1…同じ世帯で同じ保険者に属する者に限ります。

※2…過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

問合せ 住民保険課 ☎52-0001(代表) IP68-9063(直通)

介護保険負担限度額認定証の更新手続きについて

負担額の軽減制度について

介護保険の施設入所やショートステイを利用した際の食費・居住費について低所得者の負担が過重とならないよう、課税状況、資産、年金収入の状況に応じて自己負担が軽減される制度です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方については、有効期限が7月31日（月）となっておりますので引き続きサービスをご利用の場合は新たに申証が必要となります。お忘れのないよう早めの手続きをお願いいたします。

問合せ 健康福祉課 介護保険係

252-0001 (代表) (内線155) 1P68-9064 (直通)

「介護保険負担割合証」の更新について

要支援・要介護認定を受けている全ての方並びに日常生活支援総合事業の事業対象者の方に利用者負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行していますが、有効期限が7月31日（月）までとなっています。

つきましては、有効期限が8月1日（火）からの「介護保険負担割合証」を7月中旬に発行し、自宅や事前に申請していただいている方は施設等へ郵送いたしますので、ご確認ください。

また、有効期限の過ぎた「介護保険負担割合証」につきましては、ご自分で処分してください。

問合せ 健康福祉課 介護保険係

52-0001 (代表) (内線154・155) 1P68-9064 (直通)

高額介護サービス費の負担上限額が変わります。(平成29年8月から)

介護保険では、1ヶ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）のうち、「一般世帯」の方の負担の上限額が引き上げられます。なお、その他の方の限度額については、据え置きとなります。

現行		改正後
利用者負担段階区分	負担の上限額	負担の上限額
現役なみ所得者	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
一般世帯 (世帯のどなたが住民税を課税されている方)	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)
住民税非課税世帯 (世帯の全員が住民税を課税されていない方)	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の 合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
性格保護受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計を指します。

「個人」とは、介護サービスを利用したて本人の負担の上限額を指します。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。（3年間の時限措置）

問合せ 健康福祉課 介護保険係

52-0001 (代表) (内緒153) IP 6.8-9064 (直通)

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当とは？

18歳（一定の障害がある場合は20歳）未満の児童が下記などの場合、その父または母、あるいは父または母に代わる養育者に支給される手当です。

- 両親の離婚などによって、父（母）と生計をともにしていない。
 - 父（母）が重度の障害の状態にある。
 - 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが定額の遺族厚生年金のみを受給している場合など。
- ※これまで公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給出来ませんでしたが、平成26年12月以降は年金額が児童扶養手当額より低い場合はその差額分の児童扶養手当を受給出来るようになっています。

特別児童扶養手当とは？

20歳未満の心身に中程度以上の障害がある児童を養育している父もしくは母、あるいは父母に代わる養育者に支給される手当です。

ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

※両手当とも、認定請求手続きにより支給されます
が、所得制限を超える場合などは支給されません。
要件に該当すると思われる方で、請求手続きがまだの人は健康福祉課で手続きを行ってください。

問合せ 健康福祉課 児童手当係

☎ 52-0001（代表）

（内線152）

IP 68-9064（直通）

熱中症を予防して元気な夏を！

夏が近づくと、家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合があります。熱中症をしっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう。

予防ポイント

- 室温は28°Cを超えないようにエアコンや扇風機を上手に使うなど、部屋の温度に気を配りましょう。
- のどが渴かなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- 外出の際は体を締め付けない涼しい服装で、日よけ対策もしっかりとしましょう。
- 無理をせず、適度な休息をとりましょう。
- 日ごろから栄養の良い食事と体力づくりを心がけましょう。
- 声をかけ合いましょう。

こんな時は救急車を呼びましょう!!

「脱力感、倦怠感が強く動けない。」「自力で水が飲めない。」「意識がない、けいれんがある」など。

高齢者の注意点

- 高齢者は温度に対する感覚が弱くなるために、室内でも熱中症になることがあります。
- 室内に温度計を置き、こまめに水分補給することを心がけましょう。

幼児は特に注意

- 幼児は体温調節機能が十分発達していないため、特に注意が必要です。晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。

平成29年度警察官（第2回）採用試験のおしらせ

第1試験日

①体力試験・（実技判定）

8月26日（土）、27日（日）のうち指定する1日

②教義・論作文試験 9月17日（日）

採用予定人員

①警察官

人卒区分 男性10人程度、女性3人程度

高卒区分 男性25人程度、女性3人程度

②警察官武道

高卒区分 男性1人程度、女性1人程度

※採用予定人員は公告日（6月20日）までは公表していません。

受験資格

①警察官

人卒区分 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）卒業した人

または平成30年3月末日までに卒業見込みの人

高卒区分 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、警察官（人卒区分）以外の人

②警察官武道

高卒区分 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

申し込み

郵送（簡易書留）

6月23日（金）～8月18日（金）

インターネット（県警HP）

6月23日（金）～8月14日（月）

持参 直接下記受験申し込み先

問合せ

奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

☎ 0120-351-204（採用フリーダイヤル）

奈良県警察HP

<http://www.police.pref.nara.jp/>

担当者

奈良県警察本部警務課採用係 酒谷 裕子

☎ 0742-23-0110（内線2637）

特定健康診査を受けましょう

問合せ	予約	持ち物	料金	対象者	内 容	日 時
住民保険課・健康福祉課 保健予防係 IP68-9065(直通)	事前に電話予約してください。	特定健康診査受診券、質問票、国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療保険被保険者証	無料	国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方及び後期高齢者医療保険に加入されている方	問診、尿検査、身体測定、腹囲測定、血圧、血液検査、心電図検査、内科診察	8月3日(木) 9月4日(月) 10月10日(火) 11月12日(日) 12月4日(月) 午前9時～10時受付 下市町保健センター

ちょっとウォーキング

- 町内を皆さんでちょっと歩きませんか？
- 今回は南和新西国三十三ヶ所巡り第3回目として、町内の観音壇場を巡ります。健康づくりや下市の良い所と一緒に再発見しませんか。

日 時 7月22日(土) 持ち物 飲み物、タオル、雨具など
午前9時～正午 申し込み 不要
(午前9時集合)

集合場所 下市町役場
行き先 善城～采町



※催行の有無については当日の午前7時に下市テレビにてお知らせいたします。

しもいちウォーキング講座～ホップ・ステップ・ジャンプ～

楽しく安全に正しいウォーキング方法と一緒に学びましょう

日 時 午後1時30分～午後3時30分

	日程	内容
第1回目	10月25日(水)	正しいウォーキング方法についての講義・実技
第2回目	11月22日(水)	正しいウォーキング方法についての講義・実技
第3回目	12月13日(水)	みんなで外でウォーキングしてみよう！！
第4回目	平成30年2月21日(水)	ウォーキングの振り返りや意見交換会

※講師は健康運動指導士の「鍵田 忠芳先生」です。楽しい先生ですのでぜひご参加を♪
※単発の参加でもOKです！！

場 所 下市町交流センター(ごんたくんの家)

対象者 下市町民

申し込み・問合せ 健康福祉課 保健予防係 ☎52-0001(代表)(内線160・161) IP68-9065(直通)

健康スケジュール

場所／下市町保健センター

事業名	日 時		対象者・内容等
特定健康診査	7月5日(水)	午前9時～10時	40歳～74歳の国民健康保険に加入している方または、75歳以上の町民の方
B C G 予防接種	7月11日(火)	午後1時45分～2時受付	平成28年11月1日～平成29年2月28日生
胃がん検診・大腸がん検診 肺がん検診	7月14日(金)	午前8時30分～11時受付	40歳以上の町民のみなさん 子宮がん検診のみ20歳以上
大腸がん検診・肺がん検診 子宮がん検診・乳がん検診		午後1時～3時受付	
幼児健診 1歳6ヶ月児健診	7月25日(火)	午後1時～1時30分受付	平成27年12月1日～平成28年2月29日生
3歳児健診		午後1時30分～2時受付	平成25年12月1日～平成26年2月28日生
しもぴょらんど (子育て教室)	7月26日(水)	午前10時～正午	4歳までの幼児およびその保護者 内容：「下市おはなし会」
二種混合予防接種	7月28日(金)	午後1時45分～2時受付	平成17年4月2日～平成17年9月30日生

問合せ 健康福祉課 保健予防係 ☎ 52-0001(代表)(内線159・160) IP68-9065(直通)まで

地域包括支援センターからのお知らせ

事業名	日時	場所	対象者	内容	申し込み
たんぽぽカフェ	7月14日(金) 午前10時～12時 ※毎月第2金曜日	下市町 交流センター	認知症の方や その家族・医療や介護の専門職・地域の人など	夏祭り	
在宅介護を考える集い 「介護教室」	7月15日(土) 午後2時～ 3時30分		介護をされて いる方や介護 に興味のある 方	「認知機能の低下の理 解と予防」 「食事・排泄の自立支援 のポイント」 講師：作業療法士 鍛治 秀生氏	当日参加可
いろどりCafe	7月27日(木) 午前10時～12時 ※毎月第4木曜日	特別養護 老人ホーム北野 しもいち彩の里	認知症の方や その家族・医療や介護の専門職・地域の人など	「生活に役立つ法律の お話し」 「脳トレにチャレンジ」	

申し込み・問合せ たんぽぽカフェ 介護教室 社会福祉協議会
いろどりCafe 北野しもいち彩の里
下市町地域包括支援センター

☎ 54-2107
☎ 52-0240
☎ 52-0001(代表)
(内線156・157・158)
IP68-9065(直通)

平成29年7月「空き家相談会」を開催致します

日 時 7月22日(土)
セミナー 午後1時～2時
相談会 午後2時15分～4時15分
場 所 天川村山村開発センター 2階202会議室
天川村大字沢谷60番地
主 催 天川村・十津川村
特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ
後 援 奈良県
入場料 無料
予 約 セミナー参加は予約不要です。相談会には予約が必要です。下記連絡先までご連絡ください。
問合せ 相談会の日以外は常設の相談員がご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。
特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ
《樋原相談窓口》
〒634-0075 樋原市小房町9-32
☎/FAX 0744-35-6211
✉akiyaconcierge@zeus.eonet.ne.jp
HP <http://www.akiyaconcierge.com/>
(月～土《日祝定休》午前9時～午後5時)

第25回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集について

応募資格 70歳以上で歯の健康な方（若干の欠損歯、かぶせなどは可）
※第22・23・24回の最優秀の方は応募できません。
応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、生年月日、年齢、性別を明記
応募先 〒638-8002
奈良市二条町2丁目9-2
奈良県歯科医師会
「高齢者いい歯のコンクール」係
応募期間 7月10日(月)～8月31日(木)
問合せ 奈良県歯科医師会
☎0742-33-0861
下市町地域包括支援センター
☎52-0001(代表)
(内線156・157・158)
IP68-9065(直通)

平成29年度第11期 「犯罪被害者支援ボランティア」募集

犯罪や事件・事故の被害に遭われた方や、ご遺族の方からの電話相談や生活支援、警察・病院への付き添いなどの直接支援をするボランティア支援員を募集しています。センターが実施する講座を修了し、適性があると認められた人に委嘱します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局
奈良市東向中町6番地
奈良県経済産業部経済会館4階
☎0742-26-6935
(月～金《休日除く》午前10時～午後4時)

下市温泉秋津荘明水館営業日のお知らせ

7月4日(火)・5日(水)は、施設清掃のため、誠に申し訳ありませんが、臨時休館とさせていただきます。

※○印の日が休館日です。	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	③	④	⑤	6	7	8	
9	⑩	11	12	13	14	15	
16	17	⑯	19	20	21	22	
23	⑲	25	26	27	28	29	
30	⑳						

入浴 午前11時～午後8時
(受付は午後7時30分まで)

食事 午前11時～午後7時30分
(ラストオーダーは午後7時まで)

皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

問合せ 地域づくり推進課 ☎52-0001(代表)
IP68-9070(直通)
下市温泉秋津荘・明水館 ☎52-2619(フロイク)
IP68-9081

丹生郵便局の移転について

国道309号線沿いに移転します。

移転日 7月18日(火)

移転先 〒638-0022

下市町丹生521-1

問合せ 日本郵便株式会社丹生郵便局
☎58-0050

インターネット公有財産売却

「インターネット公有財産売却」を実施します。

参加申込期間 7月18日(火)～8月2日(水)

入札期間 8月17日(木)～8月24日(木)

売却予定物件 車2台 ホンダ「アクティトラック」
トヨタ「クラウン」

問合せ 財務監理課

☎52-0001(代表)(内線182)
IP68-9062(直通)

広告

くらしの情報 Information

吉野三町無料法律相談

（奈良弁護士会所属弁護士による無料相談）

日 時 7月14日（金）午後1時～4時
場 所 吉野町役場
予約・問合せ 吉野町役場 町民課
☎ 0746-32-3081

中南和法律相談センター無料法律相談

県内中南和各地で随時開催しています

予約・問合せ 奈良弁護士会内
中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所

（常駐の弁護士が相談にあたります）

※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。
場 所 大淀町大字下瀬68番地の4
やすらぎビル4階
問合せ ☎ 050-3383-0025

税理士による無料税務相談

近畿税理士会主催の「税理士による無料税務相談会」が開催されます。相続税や贈与税、所得税など主に国税についての疑問を解消する機会として、ぜひご活用ください。

日 時 7月13日（木）午後1時～4時
場 所 下市町役場1階 相談室
相 談 1人あたり30分程度
1回につき4名程度の相談を受け付けします。
(先着順)
予 約 相談会については、原則予約制となっております
ため、前日までに電話にてお申込みください。
※当日でも空きがある場合には前日までの予約なしでも相談を行うことができます。その場合でも電話にて空き状況のご確認をお願いします。
問合せ 税務課
☎ 52-0001（代表）
(内線175)
IP68-9066（直通）



納期内に納めましょう。

7月31日（月）は「固定資産税第2期」の納期限です。
納期限を守って、納め忘れのないようにしましょう。
※口座振替ご利用の方は、7月31日（月）が振替日となります。預金残高のご確認をお願いいたします。

税務課

第1回がん患者サロン「よしの」

がん患者サロンは、がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができる場です。初めての方もぜひご参加ください。

時 間 7月14日（金）
場 所 吉野保健所2階 大会議室
対 象 県内に居住されているがん患者、その家族
参 加 費 無料
主 催 奈良県吉野保健所
①講演会 午後1時30分～3時
テーマ「Home, Sweet Home
～住み慣れた地域で自分らしく～」
講師 平和会吉田病院
地域緩和ケアサポートきずな
内科医師 加納麻子先生
②交流会 午後3時～3時30分
がん患者、家族同士で情報交換
申し込み 事前に下記申し込み先へ電話またはFAXにて、住所、氏名、電話番号、参加人数をご連絡ください。
問合せ 奈良県吉野保健所 健康増進課 母子・健康増進係
下市町新住15-3
☎ 64-8134 FAX52-7259
(月～金《休日除く》午前9時～午後4時45分)

日本赤十字社資に関するお礼

平成29年度日本赤十字社資募集中にご協力いただきありがとうございました。おかげをもちまして、平成29年6月20日現在で、金745,300円の社資が集まりました。今後とも日本赤十字社の活動に対しご支援ご協力をお願いいたします。

日本赤十字社下市分区長
下市町長 枚本 龍昭

広 告

下市町アメニティセンターの 指定管理者を募集します

平成30年4月1日導入にあたり下記のとおり指定管理者を募集します。

名 称 下市町アメニティセンター

位 置 下市町大字下市580番地

応募資格 奈良県内に事務所を置くまたは置こうとする法人等の団体であること。ただし、法人格の有無は問いません。個人での応募はできません。

※指定管理者は、指定期間が始まるまでに事務所を奈良県内に置く必要があります。事務所は下市町アメニティセンター内に置くことも可能です。

指定期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日

・募集要項等の配布

日 時 6月9日(金)～7月3日(月)

午前8時30分～午後5時15分

《土・日・祝は除く》

※募集要項などは地域づくり推進課
(下市町役場本庁舎2階)で配布および町ホームページに掲載します。

・業務説明会及び現地見学会

日 時 7月5日(水) 午後2時

場 所 下市町アメニティセンター

申し込み

受付期間 7月7日(金)～7月13日(木)
午前8時30分～午後5時15分

《土・日・祝は除く》

場 所 〒638-8510

下市町大字下市1960番地

地域づくり推進課

問合せ 地域づくり推進課

☎52-0001 (代表) (内線254)
IP68-9070 (直通)

※下市町アメニティセンターは、平成29年度に國の地方創生拠点整備交付金を受け大規模改修を行います。そのため、平成29年5月～平成30年3月まで休館しています。

保養センターや下市温泉秋津荘明水館の 指定管理者を募集します

平成30年1月1日導入にあたり下記のとおり指定管理者を募集します。

名 称 保養センターや下市温泉秋津荘明水館

※下市温泉秋津荘明水館とは明水館を指します。

今回の募集は明水館(事務室等の共用分は含む)が対象となります。

位 置 下市町大字仔邑2189番地

応募資格 奈良県内に事務所を置くまたは置こうとする法人等の団体であること。ただし、法人格の有無は問いません。個人での応募はできません。

※指定管理者は、指定期間が始まるまでに事務所を奈良県内に置く必要があります。

事務所は下市温泉秋津荘明水館内に置くことも可能です。

指定期間 平成30年1月1日～平成35年3月31日

・募集要項等の配布

日 時 6月19日(月)～7月10日(月)

午前8時30分～午後5時15分

《土・日・祝は除く》

※募集要項などは地域づくり推進課
(下市町役場本庁舎2階)で配布および町ホームページに掲載します。

・業務説明会及び現地見学会

日 時 7月11日(火) 午後2時

場 所 下市温泉秋津荘明水館

申し込み

受付期間 7月24日(月)～8月4日(金)
午前8時30分～午後5時15分

《土・日・祝は除く》

場 所 〒638-8510

下市町大字下市1960番地

地域づくり推進課

問合せ 地域づくり推進課

☎52-0001 (代表) (内線254)
IP68-9070 (直通)

今月のおすすめ本

日本で見られるおもな野鳥300種類を、姿形がよく似た仲間ごとに見開きで並べて紹介しているので、見くらべて違いを確認できます。また、水田・市街地・林・川など見かけた環境から野鳥の名前を調べられる一覧も掲載しています。



叶内拓哉 / 著
山と渓谷社

★くらべてわかる野鳥

部屋に閉じこもっていたところの目の前で、鏡が光り始めた。輝く鏡をくぐり抜けた先の世界には、似た境遇の7人が、秘めた願いを叶えるため、7人は城で隠された鍵を探す。



辻村深月 / 著
ポプラ社

★かがみの孤城

社協だより

いつも善意銀行に預託をいたとき、ありがとうございます。

5月16日～6月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

(敬称略)

・ 堀 守廣(立石) 5万円
・ 宮田 謙男(阿知賀) 2万円
・ 北浦 孝治(植木) 3万円



相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 52-6125	7月6日(木)	午後1時
		8月3日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎ 52-6125	7月20日(木)	午後3時
		8月17日(木)	

図書館まつりは7月9日(日)だよ!!

子どもから大人まで楽しめる

時間 午後1時～

(12時30分受付)

場所 下市観光文化センター

おはなしのへや

工作

オリジナル図書館パック作り

当日受付先着 90名

受付開始 12時30分

オリジナリ shiori 作り

日本昔話クイズで迷路

迷路をたどって日本昔話クイズに正解すると図書館まつり特製「読書通帳」をプレゼント

大人も楽しいお話の部屋

主催 下市町立図書館

図書館だより

おはなし会
7月22日 午前10時
午後2時

7月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

★○印が休館日です

★開館時間 木曜日～月曜日

午前9時～午後5時

★開館時間以外は、玄関脇の

返却BOXへお返しください。
(DVD・ビデオテープを除く)

本が大好きなふくろうさんの家には、
本がいっぱい。
ある日小さなお客様がやってきて…。



ふくざわゆみこ / さく・え

学研プラス

★もりのとしょかん (絵本)

下市観光文化センター2F
下市町立図書館
☎ 52-11711 (代表)
TEL 68-9080

笑顔はじける フール開き

6月14日(水)

下市小学校で快晴の青空の下行われました。



極真会館
福西 賢士くん（堀毛）



国際親善空手道選手権大会 優勝

4月15日(土)、国際親善空手道選手権大会が東京体育館で行われ、堀毛にお住いの福西賢士くん(下中2年)が型競技12～14歳男子の部で優勝という優秀な成績をおさめ、6月7日(水)枝本町長を表敬訪問しました。



型を披露してくれました。迫力に圧倒されました。

平成29年 5月31日現在

人口	5,692人	(- 20)
男	2,670人	(- 15)
女	3,022人	(- 5)
世帯数	2,506世帯	(- 4)
() 内は前月比		
出生	2人	死亡 11人
転入	5人	転出 16人

応募募集

パート・アルバイトを募集しています。

詳しくは、下市温泉秋津荘までご連絡ください。

華御膳で
ゆっくりお楽しみください。
ご予約お待ちしております。



華御膳(税込1,650円)

季節によって内容が変更になります。

問い合わせ 下市温泉秋津荘・明水館

☎52-2619 (フロイク) IP68-9081